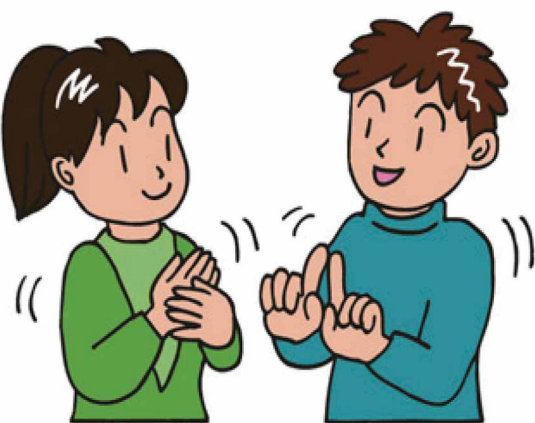


障害者自立支援法 ガイドブック



春日井市健康福祉部 障がい福祉課

平成21年4月1日

目

次

1	障害者自立支援法のポイント	1
2	障害者自立支援法の見直しについて	2
3	障害者自立支援法によるサービスのしくみ	3
4	障がい福祉サービスの内容	4
5	地域生活支援事業について	12
6	福祉サービス（障がい福祉サービス・地域生活支援事業）の利用のしかた	16
7	福祉サービスを利用したときにかかる費用	17
8	利用者負担の軽減措置	17
9	施設で障がい福祉サービスを利用したとき	20
10	自立支援医療	21

※このガイドブックは、平成21年4月1日現在で作成したもので、今後内容などに変更が生じることがあります。

障害者自立支援法のポイント

I 3 障がい共通の福祉サービスの提供

障がいの種類（身体、知的、精神）により異なっていた福祉サービスが一元化されました。

II サービスの量と所得に応じた利用者負担

サービスの利用量と所得に応じ、原則1割（定率）負担です。

III 障がい程度区分の認定

福祉サービスを利用する場合は、介護保険のように6段階の障がい程度区分の認定が必要です。

このため、障がい程度区分判定のための認定調査を実施し、判定審査会において審査判定を行います。

IV 障がい者の就労を支援

一般就労へ移行できるよう、自立できるような支援を行います。

V 施設サービス利用時の食費等の自己負担

施設でサービスを利用する場合は食費や光熱水費が自己負担となります。

VI 自立支援医療

公費負担医療制度（旧更生医療、旧育成医療、旧精神障がい者通院公費負担）が、一元化されました。

障害者自立支援法の見直しについて

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法は施行後 3 年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされています。平成 21 年 4 月からの見直し内容については、次のとおりです。

I 障がい福祉サービス

- ①障がい福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、サービス費用額（報酬単価）が平均 5.1%引き上げられます。
- ②利用者負担の軽減措置が継続されます。また、平成 21 年 7 月からは軽減措置を適用するための資産要件の撤廃と、個別減免を実施するための収入認定から心身障がい者扶養共済の給付金が除外される予定です。
- ③行動援護の 1 回の利用上限時間が 8 時間となります。
- ④経過的儿童デイサービスは継続実施されます。
- ⑤短期入所（ショートステイ）の利用について、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの日中活動系サービスとの同日利用が可能となります。
- ⑥グループホーム・ケアホームでの体験入居が可能になります。

II 地域生活支援事業

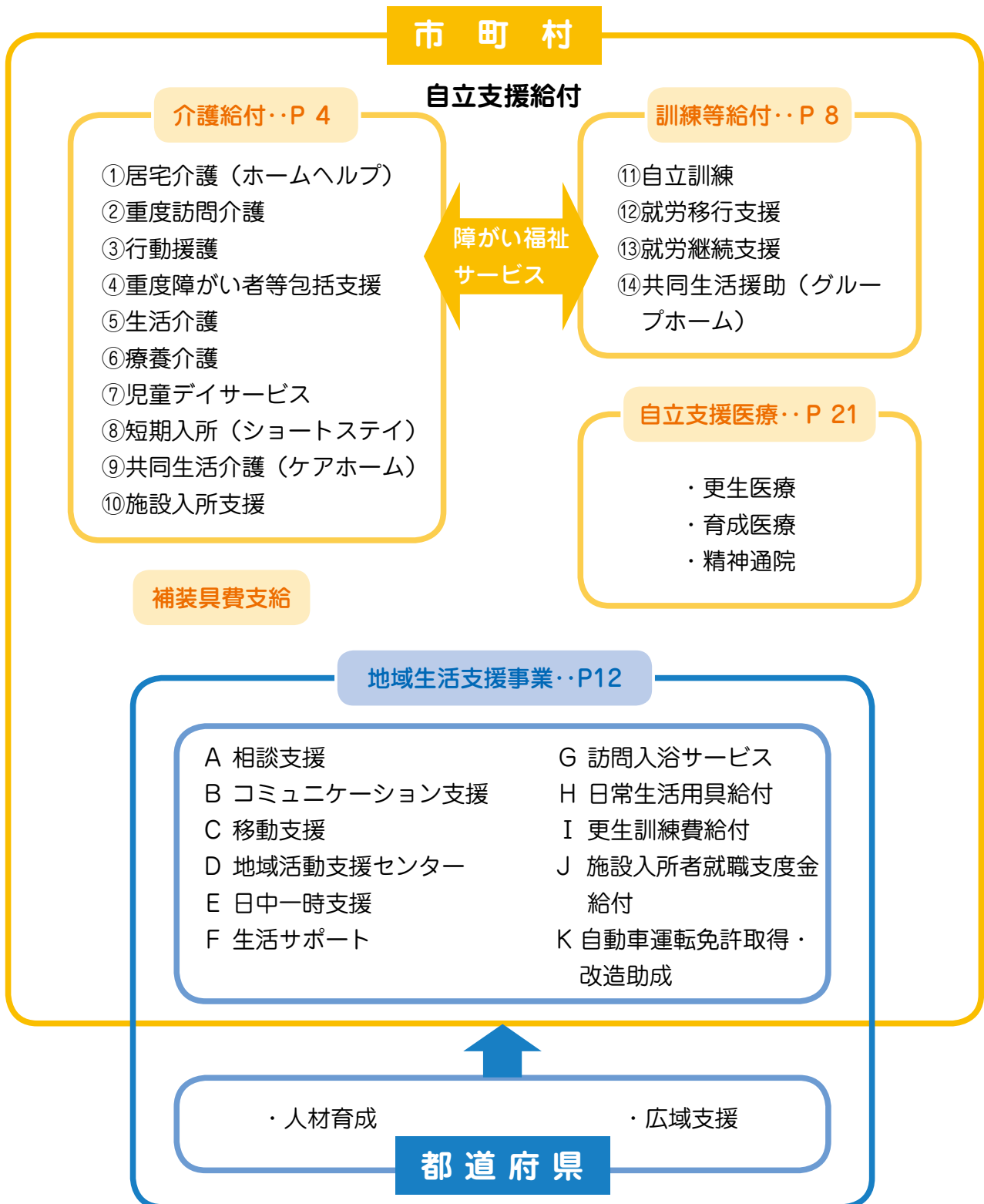
- ①移動支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業の報酬単価が引き上げられます。
- ②移動支援事業の 1 回の利用上限時間が 8 時間となります。
- ③日中一時支援事業の利用について、障がい福祉サービスにおける日中活動系サービス・地域活動支援センターとの同日利用が可能となります。

III 自立支援医療

- ①一定以上の所得区分で重度かつ継続該当の方は、自立支援医療制度の利用が制度開始の平成 18 年 4 月から 3 年間、経過的特例として利用対象となっていました。経過的特例が延長されます。
- ②更生医療の重度かつ継続の範囲に、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）が加わります。

障害者自立支援法によるサービスのしくみ

自立支援給付と地域生活支援事業で構成された福祉サービスで、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。



障がい福祉サービスの内容

I 介護給付

サービスの名称	対象者・内容
①居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい程度区分が区分1以上である人 【サービス内容等】 障がいのある人に、居宅において入浴、排せつまたは食事の介護などの身体介護、掃除、洗濯、生活必需品の買い物、調理などの家事援助を提供します。
②重度訪問介護	障がい程度区分が区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、障がい程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人 【サービス内容等】 常時介護を要する重度の肢体不自由である人に、居宅において入浴、排せつまたは食事の介護や外出時の移動の補助をします。
③行動援護	障がい程度区分が区分3以上で、障がい程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)などの合計点数が8点以上である人 【サービス内容等】 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護をします。 *平成21年4月より、1回の利用上限時間が5時間から8時間へ変わります。

サービスの名称	対象者・内容
<p>④重度障がい者等 包括支援</p>	<p>障がい程度区分が区分6である人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人で</p> <p>①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある人のうち、次のいずれかに該当する人</p> <p>(ア)気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人</p> <p>(イ)最重度知的障がいのある人</p> <p>②障がい程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（11項目）などの合計点数が15点以上である人</p> <p>【サービス内容等】 常時介護を要する障がいのある人で、その介護の必要の程度が著しく高い人に、身体介護、家事援助などの居宅介護(重度訪問介護)、短期入所、生活介護などの各種サービスを包括的に提供します。</p>
<p>⑤生活介護</p>	<p>障がい程度区分が区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上である人、または年齢が50歳以上で障がい程度区分が区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上である人</p> <p>【サービス内容等】 常時介護を要する障がいのある人に、施設において入浴、排せつまたは食事の介護や創作的活動の機会を提供します。</p>
<p>⑥療養介護</p>	<p>①障がい程度区分が区分6であり、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人</p> <p>②障がい程度区分が区分5以上である筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者</p>

サービスの名称	対象者・内容
⑥療養介護	<p>【サービス内容等】 医療の必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護をします。</p>
⑦児童デイサービス	<p>心身に発達が遅れがあると思われる児童に、施設において、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを提供します。</p> <p><u>* 経過的児童デイサービスは継続実施されます。</u></p>
⑧短期入所 (ショートステイ)	<p>障がい程度区分が区分1以上である人</p> <p>【サービス内容等】 家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。</p> <p><u>* 平成21年4月より、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの日中活動系サービスとの同日利用が可能になります。</u></p>
⑨共同生活介護 (ケアホーム)	<p>障がい程度区分が区分2以上である人</p> <p>【サービス内容等】 生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスを利用している知的障がい・精神障がいのある人に、地域において自立した日常生活を営む上で必要な食事や入浴などの支援を共同生活住居で提供します。</p> <p><u>* 平成21年4月より、地域生活への移行を一層進めるため、入院・入所中、または居宅において生活をしている人の体験利用が可能となります。</u></p>

サービスの名称	対象者・内容
<p>⑩施設入所支援</p>	<p>①生活介護利用者のうち、障がい程度区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上である人</p> <p>②自立訓練、就労移行支援利用者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人</p> <p>【サービス内容等】 日中活動系サービスと併せて、夜間などにおける入浴、排せつまたは食事の介護などを提供することを目的として、障がい者施設において必要な介護、支援などを提供します。</p>

Ⅱ 訓練等給付

サービスの名称	対象者・内容
<p>⑪自立訓練（機能訓練）</p>	<p>地域生活を営む上において、身体機能や生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人で</p> <p>①入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行などを図る上において、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>②盲・ろう・養護学校を卒業した人で、地域生活を営む上において、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>【サービス内容等】</p> <p>①理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援などを実施します。</p> <p>②通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせます。</p> <p>③利用者ごとに、標準利用期間（18ヶ月）内で利用期間を設定します。</p>
<p>⑪自立訓練（生活訓練）</p>	<p>地域生活を営む上において、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人で</p> <p>①入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上において、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>②養護学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上において、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p>

サービスの名称	対象者・内容
⑪自立訓練（生活訓練）	<p>【サービス内容等】</p> <p>①食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援などを実施します。</p> <p>②通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせます。</p> <p>③利用者ごとに、標準利用期間（24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月）内で利用期間を設定します。</p>
⑫就労移行支援	<p>一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる人（65歳未満の人）で</p> <p>①企業などへの就労を希望する人</p> <p>②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人</p> <p>【サービス内容等】</p> <p>①一般就労などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援などを実施します。</p> <p>②通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問などによるサービスを組み合わせます。</p> <p>③利用者ごとに、標準利用期間（24ヶ月）内で利用期間を設定します。</p>
⑬就労継続支援（A型）	<p>就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労可能な人（利用開始時65歳未満の人）で</p> <p>①就労移行支援事業を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった人</p> <p>②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった人</p> <p>③企業などを離職した就労経験のある人などで、現に雇用関係がない人</p>

サービスの名称	対象者・内容
⑬就労継続支援（A型）	<p>【サービス内容等】</p> <p>①通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった人について、一般就労への移行に向けての支援をします。</p> <p>②一定の範囲内で障がいのある人以外の雇用が可能です。</p> <p>③多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障がいのある人の利用定員 10 人からの事業実施が可能です。</p>
⑬就労継続支援（B型）	<p>就労移行支援事業などを利用したが一般企業などの雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などにおいて、就労の機会などを通じ、生産活動にかかる知識及び能力の維持・向上が期待される人で</p> <p>①企業などや就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人</p> <p>②就労移行支援事業を利用したが、企業などまたは就労継続支援事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③①、②に該当しない人で、50 歳に達している人、または試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された人</p> <p>【サービス内容等】</p> <p>①通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった人は、一般就労への移行に向けての支援をします。</p> <p>②平均工賃が工賃控除程度の水準（月額 3,000 円程度）を上回ることを事業者指定の要件とします。</p>

サービスの名称	対象者・内容
⑬就労継続支援（B型）	③事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表をします。
⑭共同生活援助（グループホーム）	<p>地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で日常生活上の援助をします。</p> <p><u>*平成21年4月より、地域生活への移行を一層進めるため、入院・入所中、または居宅において生活をしている人の体験利用が可能となります。</u></p>

介護保険対象の方は、介護保険のサービスが優先となります。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

地域生活支援事業について

I 事業の概要

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、地方が自主的に柔軟に提供すべき事業として、都道府県と市町村が実施します。都道府県は特に専門性が高い相談支援事業や養成研修事業などを行います。市町村が行う事業は次のとおりです。

II 地域生活支援事業の種類及び事業内容

事業の種類		事業内容
必 須 事 業	A 相談支援	ア 障がい者相談支援事業 障がいのある人などからの相談に応じ、情報の提供及び助言などを行います。
		イ 地域自立支援協議会 相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、保健、教育、雇用、相談支援事業者などを構成員とし、地域の課題について情報を共有するとともに課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援します。
		ウ 障がい者生活支援センター 障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。
		エ 住宅入居など支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。

事業の種類		事業内容
必須事業	A 相談支援	<p>オ 成年後見制度利用支援事業</p> <p>障がい福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人などに対し、市長が後見などの開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人などの権利擁護を図ります。</p>
	B コミュニケーション支援	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳者を設置します。</p>
	C 移動支援	<p>視覚障がい、全身性障がい、知的障がいまたは精神障がいのいずれかがあり屋外の移動が困難な小学生以上の人に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。</p> <p><u>*平成21年4月より、1回の利用上限時間が5時間から8時間へ変わります。また、報酬単価が引き上げられます。</u></p>
	D 地域活動支援センター	<p>地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。</p>

事業の種類		事業内容
任 意 事 業	E 日中一時支援	障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行います。 *平成21年4月より、障がい福祉サービスにおける日中活動系サービス・地域活動支援センターとの同日利用が可能になります。また、報酬単価が引き上げられます。
	F 生活サポート	障がい程度区分の判定において非該当となった人に対し、居宅介護従事者などを居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。 *平成21年4月より、報酬単価が引き上げられます。
	G 訪問入浴サービス	地域における障がいのある人などの生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
	H 日常生活用具給付	障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
	I 更生訓練費給付	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
	J 施設入所者就職支度金給付	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。
	K 自動車運転免許取得・改造助成	障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がいのある人などが就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

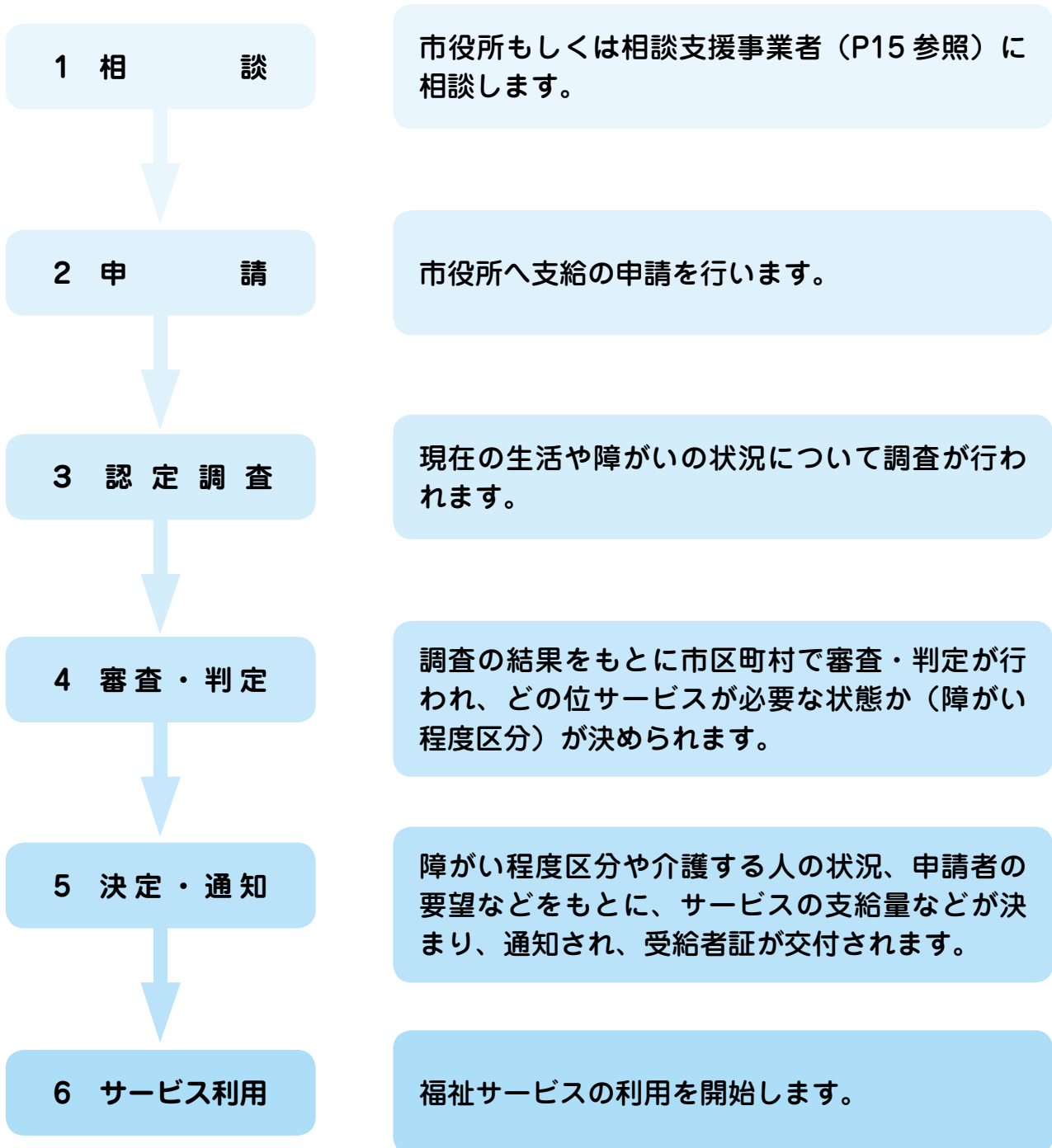
各事業は、障がいの内容などによって受給資格が異なります。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

Ⅲ 相談支援事業者一覧

内 容	市の委託する障がいのある人などの在宅福祉に関する相談窓口です。在宅福祉サービス利用援助、社会資源の活用など日常・社会生活について、相談や情報提供を総合的に行います。			
事業所名	春日苑 障がい者 生活支援センター	障がい者 生活支援センター かすがい	障がい者 生活支援センター あっとわん	障がい者 生活支援センター JHNまある
対象障がい名	身体障がい	知的障がい	障がい児	精神障がい
事業所住所	廻間町703-1 春日苑	浅山町1-2-61 総合福祉センター	中央台1-2-2 サンマルシェ 南館B1	浅山町1-2-61 総合福祉センター
電話番号	0568-88-7637	0568-87-6401 ・6402	0568-91-5557	0568-84-5503
FAX番号	0568-88-5704	0568-87-6402	0568-92-5481	0568-84-5503
対応する時間	月-土 9時-17時 *面接・訪問については要予約 上記以外は電話転送にて対応	火-土 9時-16時30分 *面接は予約優先、訪問は要予約 上記以外は電話転送にて対応	月-金 9時30分-17時 *面接・訪問については要予約 上記以外は電話転送にて対応	火-土 9時-17時 *面接・訪問については要予約 *平成21年4月から住所・電話番号・FAX番号・対応の曜日が変わりました

福祉サービス（障がい福祉サービス・地域生活支援事業）の利用のしかた

申請は、春日井市役所障がい福祉課で行います。春日井市外に居住されていた人が新たに春日井市内の障がい者施設などに入所される場合は、入所前に住んでいた市区町村に申請します。



福祉サービスを利用したときにかかる費用

利用者負担の仕組みは、サービス費用額の1割の定率負担、所得による月額上限額の設定から構成されています。ひと月の定率負担額（障がい福祉サービス、地域生活支援事業を合算した額）が上限額に達した場合、それ以上の負担は発生しません。

(月額上限額)

①一 一般；市民税課税世帯の方	37,200円
②低所得2；市民税非課税である世帯に属する方で③に該当しない方	24,600円
③低所得1；市民税非課税世帯の方であって申請者の収入が年間80万円以下の方	15,000円
④生活保護；生活保護世帯に属する方	0円

(注) 世帯は、住民基本台帳（住民登録）の世帯とする。

ただし、18歳以上(入所施設を利用する場合は20歳以上)は本人及び配偶者の所得のみに基づく。

※平成21年4月より、障がい福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、サービス費用額（報酬単価）が平均5.1%引き上げられます。

利用者負担の軽減措置

I 障がい者の利用者負担の軽減

(1) 一 一般 37,200円 → **9,300円**

(2) 低所得2 24,600円 → **3,000円**

通所サービス（短期入所との併給を含む）のみの支給決定を受けている場合は **1,500円**

(3) 低所得1 15,000円 → **1,500円**

◎軽減対象の要件

本人と配偶者の所得が基準以下であり、本人（配偶者が主たる生計中心者である場合は本人及び配偶者）が、一定の不動産（注）以外の不動産を有しておらず、預貯金などの額が基準以下の場合

所得基準…市民税所得割額 16 万円未満（本人と配偶者の合算）

預貯金など…1,000 万円以下（単身者は 500 万円以下）

（注）一定の不動産とは、現に本人、配偶者、親、子、兄弟姉妹などの一定の親族が居住している不動産（土地、建物）や処分が困難であると市町村が判断した不動産のことです。

Ⅱ 障がい児の利用者負担の軽減

(1) 一般 37,200 円→ **4,600 円**

(2) 低所得 2 24,600 円→ **3,000 円**

通所サービス（短期入所との併給を含む）のみの支給決定を受けている場合は **1,500 円**

(3) 低所得 1 15,000 円→ **1,500 円**

◎軽減対象の要件

世帯の所得が基準以下であり、申請者及び生計中心者が、一定の不動産以外の不動産を有しておらず、預貯金などの額が基準以下の場合

所得基準…市民税所得割額 28 万円未満（世帯員の合算）

預貯金など…1,000 万円以下

Ⅲ 個別減免

◎グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者が対象

【個別減免の収入の種類ごとの負担額】

(1) 就労収入、年金等の収入のうち 66,667 円まで…全額控除（定率負担なし）

(2) 66,667 円を超える分については、収入の種類に応じて負担額を設定（工賃等の控除有り）

【個別減免の対象者】

○市町村民税非課税である人（低所得 1, 低所得 2）のうち、障がい者本人名義の一定の資産を有していない場合

・要件（次のいずれも満たすこと）

- (1) 本人名義の預貯金などが 500 万円以下であること。
- (2) 本人名義の不動産を有していないこと。

ただし、次の不動産を除く。

- ① 現に配偶者、子、親、兄弟姉妹などの一定の親族が居住している不動産（土地・建物）
- ② 資産価値が低いことにより現実的に処分が困難であると市町村が判断した不動産

※国の制度における現行の利用者負担の軽減措置は、平成 21 年 4 月以降も継続され、平成 21 年 7 月からは軽減措置を適用するために必要な不動産、預貯金等の資産要件を撤廃し、また、個別減免を実施する際に心身障がい者扶養共済の給付金が収入認定から除外される予定です。

IV 月額上限額一覧表

*平成 21 年 7 月以降、下線部の要件は撤廃される予定です。

(1) 障がい者（18 歳以上）

		現在	21 年 7 月以降
一般	本人または配偶者が市民税課税 市民税所得割額 16 万円未満 <u>かつ預貯金 1,000 万円（単身 500 万円）以下かつ不動産（居住用除く）なし</u>	37,200 円 9,300 円	37,200 円 9,300 円
低所得 2	本人及び配偶者が市民税非課税 本人収入 80 万円超 <u>かつ預貯金 1,000 万円（単身 500 万円）以下かつ不動産（居住用除く）なし</u> (通所サービスのみ利用する方)	24,600 円 3,000 円 (1,500 円)	3,000 円 (1,500 円)
低所得 1	本人及び配偶者が市民税非課税 本人収入 80 万円以下 <u>かつ預貯金 1,000 万円（単身 500 万円）以下かつ不動産（居住用除く）なし</u>	15,000 円 1,500 円	1,500 円
生活保護	生活保護世帯	0 円	0 円

(2) 障がい児

		現在	21年7月以降
一般	市民税課税世帯 市民税所得割額 28 万円以上 <u>または預貯金 1,000 万円超または不動産（居住用除く）あり</u>	37,200 円	37,200 円
	28 万円未満かつ <u>預貯金 1000 万円以下かつ不動産（居住用除く）なし</u>	4,600 円	4,600 円
低所得 2	市民税非課税世帯 申請者収入 80 万円超 かつ <u>預貯金 1,000 万円以下かつ不動産（居住用除く）なし</u> (通所サービスのみ利用する方)	24,600 円 3,000 円 (1,500 円)	3,000 円 (1,500 円)
	市民税非課税世帯 申請者収入 80 万円以下 かつ <u>預貯金 1,000 万円以下かつ不動産（居住用除く）なし</u>	15,000 円 1,500 円	1,500 円
生活保護	生活保護世帯	0 円	0 円

V 高額障がい福祉サービス費

同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合及び介護保険制度と併用して障がい福祉サービスを利用している場合などで、合算した利用者負担額が前述の月額上限額を超えたときは高額障がい福祉サービス費として支給され、負担が重くならないように配慮されています。

施設で障がい福祉サービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。

※ただし、施設入所者で生活保護、低所得 1、低所得 2 の人は、申請により特定障がい者特別給付費（補足給付）が支給され、負担が軽減されます。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

自立支援医療

公費負担医療制度である更生医療、育成医療、精神通院医療が、自立支援医療に再編されました。

①更生医療

身体に障がいのある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、更生のために必要な医療に係る医療費を支給します。

②育成医療

身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、生活の能力を得るために必要な医療に係る医療費を支給します。

③精神通院

精神障がいの適正な医療の普及を図るため、病院または診療所へ入院することなく行われる精神障がいの医療に係る医療費を支給します。

(1) 制度の概要

- 支給認定の手続き及び利用者負担の仕組みの一元化
- 指定医療機関制度の導入
- 有効期限の統一 1年
- 認定
 - 育成医療・精神通院 → 都道府県
 - 更生医療 → 市町村
- 窓口
 - 更生医療・精神通院 → 市町村
 - 育成医療 → 保健所（県）

(2) 自己負担

- 原則1割負担
- 自己負担の軽減措置として、所得や疾病の状態に応じてひと月あたりの自己負担上限額を設定
- 食費については原則公費の対象外

自己負担上限額一覧

所得区分			月額上限負担額	
生活保護	生活保護受給者	生 保	0 円	
市町村民 税非課税	本人収入 80 万円以下	低 1	2,500 円	
	本人収入 80 万円を超える	低 2	5,000 円	
市町村民 税 課 税			重度かつ継続	
			該 当	非該当
	市所得割 3万3千円未満	中 間 1	5,000 円	1 割負担
	市所得割 3万3千円以上 23万5千円未満	中 間 2	10,000 円	1 割負担
	市所得割 23万5千円以上	一定以上	20,000 円	利用対象外

「重度かつ継続」の範囲

● 疾病、症状などから対象となる人

精神……………①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症など）のある人

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人

更生・育成……腎臓機能・小腸機能・免疫機能障がい・心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）のある人

● 疾病などに関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人

精神・更生・育成……医療保険の高額療養費で多数該当の人

* 一定以上の所得区分で重度かつ継続該当の方は、自立支援医療制度の利用が制度開始の平成18年4月から3年間、経過的特例として利用対象となっていましたが、平成21年4月以降も経過的特例が延長されます。

* 更生医療の重度かつ継続の範囲に、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）が平成21年4月以降加わります。



春日井市 健康福祉部 障がい福祉課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話 (0568) 85 - 6213 FAX (0568) 84 - 5764